

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	形質変更時要届出区域における計画変更命令	
根拠法令・条項	土壌汚染対策法第12条第5項	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>○土壌汚染対策法（抜粋） （形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令） 第12条 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一・二 （略） 2～4 （略） 5 第1項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る取の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<p>・聴 聞 ・弁 明</p>
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	<p>行政手続法第13条第2項第3号に規定する「施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。」に該当するため、手続を省略する。</p>
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	

別紙

○土壌汚染対策法施行規則（抜粋）

（土地の形質の変更の施行方法に関する基準）

第53条 法第12条第5項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更（施行管理方針の確認を受けた土地の形質の変更を除く。この条において同じ。）の施行方法が第40条第2項第1号の環境大臣が定める基準に適合すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 第58条第5項第10号又は第11号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合

ロ 第58条第5項第12号に該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合するものである場合

二 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。

三 形質変更時要届出区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

四 土地の形質の変更を行った後、法第7条第4項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。